

下水道管路施設包括的維持管理業務に関する第三者モニタリング業務委託（第23-902号） 標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託は、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年度において、本市が委託する「下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第23-901号）」に関する履行確認、評価（以下、モニタリングという。）等を支援することによりサービス品質の向上を図るとともに、次期下水道管路施設官民連携事業（以下、次期官民連携事業という。）に活かすことを目的とする。

1.2 業務の範囲

以下に、本業務の範囲を示す。なお、業務の範囲に変更が生じた場合には協議を行うものとする。

- (1) 第三者モニタリング
 - (ア) 契約直後の第三者モニタリング
 - (イ) 履行期間中の第三者モニタリング
 - (ウ) 年度業務完了時の第三者モニタリング
 - (エ) 評価・分析結果の整理
- (2) 次期官民連携事業の検討
 - (ア) 第1期管路包括の確認・検証
 - (イ) 事業スキームの設定
 - (ウ) 次期官民連携事業の要求水準書作成
 - (エ) 概算費用の算定
- (3) 報告書作成
 - (ア) 検討結果等の報告書とりまとめ
- (4) 打合せ協議
 - (ア) 令和6年度：初回、中間（3回）、最終
 - (イ) 令和7年度：初回、中間（3回）、最終
 - (ウ) 令和8年度：初回、中間（3回）、最終

1.3 標準仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

1.4 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.5 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.6 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.7 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.8 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って、委託者の契約書に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者等通知書 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了通知書 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、提出した事項を変更しようとするときは、そのつど提出を行うものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせること。また、高度な技術を要する業務については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。
 - (ア) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)又は総合技術管理部門(選択科目を上下水道一下水道とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けているもの。
 - (イ) 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第一種技術検定に合格した者で、下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を5年以上有するもの(ただし、上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年6月以上有するものに限る)。
 - (ウ) 一般社団法人建設コンサルタント協会によるRCCM(下水道部門)の登録を受けているもの。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出すること。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 成果品において、委託者より訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (2) 成果品一式を納品し、検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、これを定める。

第2章 設計、調査、検討一般

2.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受託者は委託者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 設計、調査、検討基準等

設計、調査、検討に当っては、委託者の指定する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき、実施方針策定を行う上でその基準となる事項について委託者と協議の上、定めるものとする。

2.3 設計、調査、検討上の疑義

設計、調査、検討上疑義の生じた場合は、委託者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 設計、調査、検討の資料

設計、調査、検討の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳、道路台帳、TV カメラ調査書又は目視調査（潜行目視調査・マンホール目視調査）報告書及び調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 第三者モニタリング業務

3.1 第三者モニタリング

本業務は、下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第 23-901 号）の受託事業者（以下、事業者という。）が自ら実施するセルフモニタリングの結果を踏まえて、事業者に求める要求水準や事業者の技術提案内容が適切かつ効率的に行われているかなどを定期的に確認するものである。

受託者は、本市の補完者として、第三者的な立場でモニタリング（以下、第三者モニタリングという。）を行うとともに、事業者と本市との会議体等に参加し、中立的・専門的見地から事業者や本市に対して助言を行う。

3.2 契約直後の第三者モニタリング

事業者が作成する全体業務計画書及び年間計画書（施工計画書を含む）の内容を確認し、必要に応じて改善策等の意見を付す。

3.3 履行期間中の第三者モニタリング

事業者から報告される出来高の内容を確認し、必要に応じて改善策等の意見を付すとともに、会議体を通じて、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、課題及びその改善状況等を確認し、技術的中立性確保の見地から事業者や本市に対して助言を与え、本市と事業者の協議等については、中立的な立場からの助言や検討を行う。

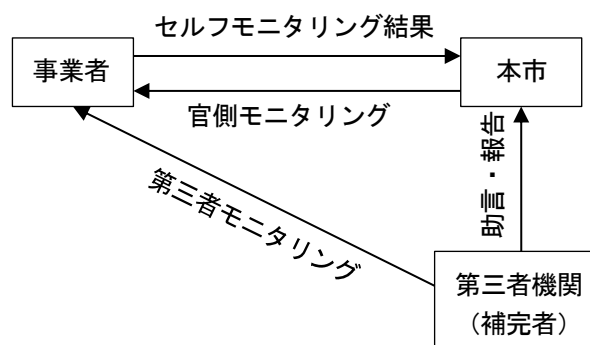
また、事業者の上期報告会、通期報告会の結果を踏まえて、包括的民間委託の導入効果等を評価・分析する。なお、会議体における確認は、原則として単年度あたり 12 回とし、Web 形式併用も可とするが、原則使用できる Web 会議システムは Microsoft Teams（有償版）とする。上記以外を使用する場合は、委託者と協議を行い、Web 会議に必要な機材全てを受託者の負担で手配するものとする。

3.4 年度業務完了時の第三者モニタリング

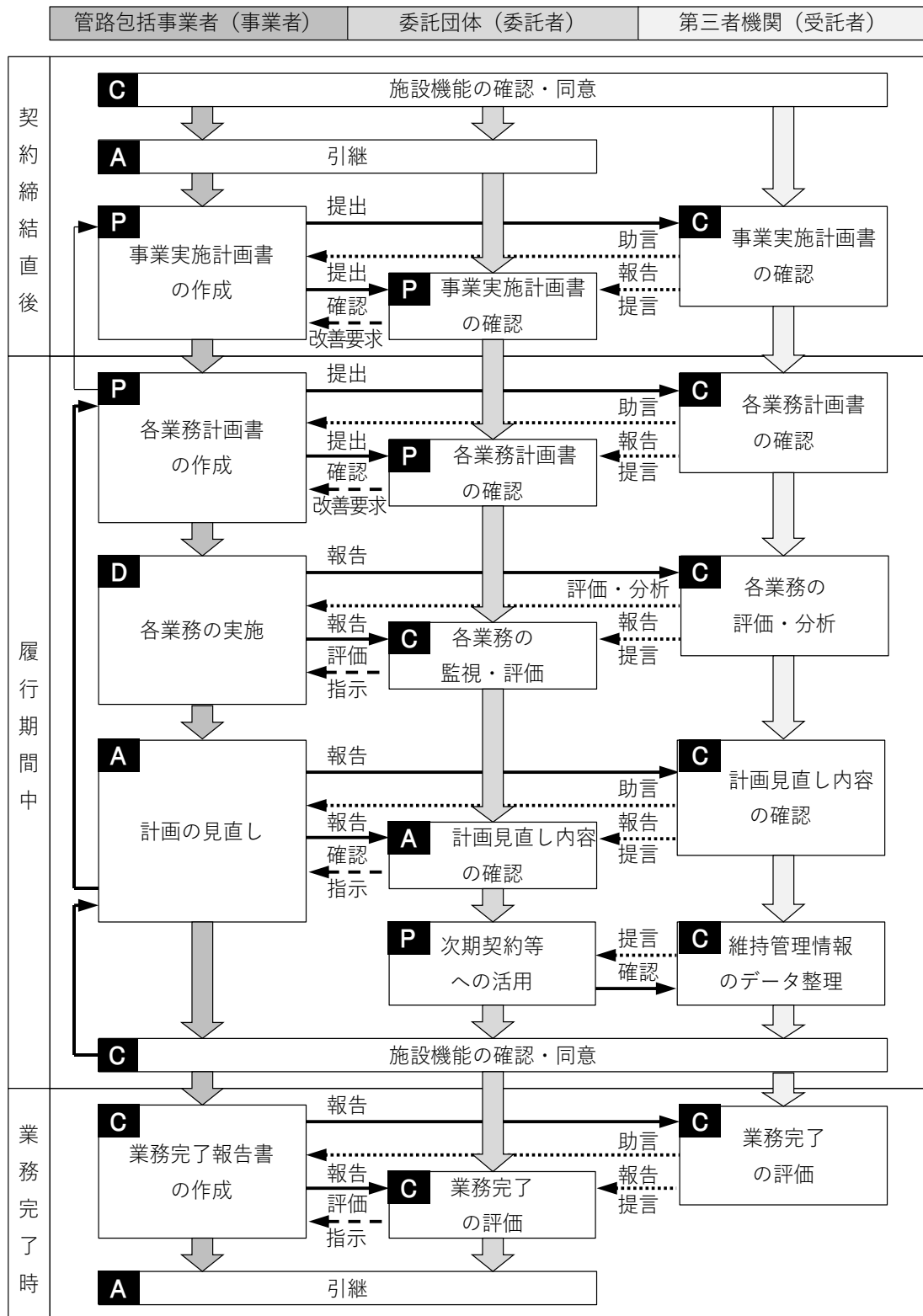
単年度の履行期間内の実履行数量及び、事業者が作成する年度業務完了報告書の内容を確認し、必要に応じて改善策等の意見を付す。

3.5 評価・分析結果の整理

第三者モニタリングの結果及び評価・分析により把握した課題を整理し、内部及び外部に公表可能な説明資料をとりまとめる。



図表 1 モニタリング体制のイメージ図



図表 2 モニタリングの基本フロー

第4章 次期官民連携事業の検討業務

4.1 次期官民連携事業検討

下水道事業に関する関連計画との整合性や包括的民間委託に係る課題を確認した上、次期官民連携事業の最適な事業スキーム（業務範囲、履行範囲、期間、契約手法等）などを設定する。

4.2 下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第23-901号）の確認・検証

下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第23-901号）の履行状況を確認し、進捗状況及び成果について検証する。

4.3 次期官民連携事業の要求水準書等の作成

下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第23-901号）の確認・検証の結果を踏まえて、次期官民連携事業の発注方式、スケジュール、参加資格要件、事業者選定方法、契約手法等を検討し、当該次期官民連携事業の実施に必要な要求水準書、公告、契約書等を作成する。

4.4 概算費用の算定

前4.1、4.2、4.3号の結果を基に、次期官民連携事業の実施に必要な概算費用の算定を行う。

第5章 報告書作成

5.1 報告書作成

本業務で実施した内容を整理し、「業務報告書」としてとりまとめる。また、報告書の「概要版」は、関係部局の承認を得るために必要な図書を集成するものとする。なお、報告書の作成にあたっては、資料の根拠や出典等を明記し、わかりやすくなるよう配慮する。

第6章 打合せ協議

6.1 打合せ協議

原則として、単年度あたり初回、中間（3回）、最終の5回の打合せ協議を実施する。

第7章 照査

7.1 照査の目的

受託者は業務を施工する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないう努めなければならない。

7.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

7.3 照査事項

受託者は実施方針策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 上位計画等との相互間における整合性に関する照査

第8章 提出図書

- (1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

図書名	形状寸法・提出部数
(イ) 報告書	A 4 ・ 3 部
(ロ) 報告書概要版	A 4 ・ A 3 ・ 3 部
(ハ) 打合せ議事録	A 4 ・ 3 部
(二) その他参考資料	原稿 一式
(ホ) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

- (2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ 委託者 と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第9章 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 熊本市の下水道工事標準構造図
- (2) 熊本市公共下水道管渠改造改築計画（合流区域編）説明書
- (3) 熊本市公共下水道（春竹A地区外）管路施設長寿命化計画策定業務委託（第18-27403号）
- (4) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）（国土交通省）
- (5) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (9) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (12) 管更生の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 合流式下水道越流水対策と暫定指針（日本下水道協会）
- (14) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き（案）（日本下水道協会）
- (15) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (16) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (17) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (18) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (19) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (20) 水理公式集（土木学会）
- (21) コンクリート標準示方書（社団法人 土木学会）
- (22) 日本工業規格（JIS）
- (23) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (24) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (25) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (26) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (27) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携（国土交通省）
- (28) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (29) 港湾構造物設計技術基準（日本港湾協会）
- (30) 道路構造令、同解説と運用（国土交通省、日本道路協会）
- (31) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (32) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (33) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）
- (34) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～

(下水道新技術推進機構)

- (35) 管きょ更生工法の品質管理技術資料 (下水道新技術推進機構)
- (36) 管きょ更生工法 (二層構造管) 技術資料 (下水道新技術推進機構)
- (37) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き (案)
(日本下水道管路管理業協会)
- (38) 管きょの修繕に関する手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (39) 取付管の更生工法による設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (40) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル (案)
(管路診断コンサルタント協会)
- (41) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携
(管路診断コンサルタント協会編集 (経済調査会))
- (42) スクリーニング調査技術を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン(案)
(国土技術政策総合研究所下水道研究部)
- (43) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン
(下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会)
- (44) 持続的かつ質の高い下水道事業の展開に向けた I C T活用ビジョン
(国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
- (45) 熊本市下水道管路施設維持管理計画策定業務委託報告書
- (46) 下水道管路スクリーニング調査最適化検討業務委託報告書
- (47) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン (国土交通省)
- (48) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き ((公社) 日本下水道協会)
- (49) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル
(一財) 下水道事業支援センター)
- (50) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル (案)
(一社) 管路診断コンサルタント協会)
- (51) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携
(一社) 管路診断コンサルタント協会編集 ((一財) 経済調査会))
- (52) 熊本市下水道ストックマネジメント計画策定 (変更) 業務委託報告書
- (53) 熊本市下水道総合地震対策計画 (変更) 策定外業務委託報告書
- (54) 下水道管路スクリーニング調査最適化検討業務委託報告書
- (55) 熊本市下水道管路施設維持管理計画策定業務委託報告書
- (56) 熊本市下水道管路施設維持管理手法導入検討業務委託報告書
- (57) 下水道管路施設包括的民間委託導入可能性等調査業務委託報告書
- (58) その他必要図書

下水道管路施設包括的維持管理業務に関する第三者モニタリング業務委託（第23-902号） 特記仕様書

第1章 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水道管路施設包括的維持管理業務に関する第三者モニタリング業務委託（第23-902号）標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）の第1章1.3に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

第2章. 業務の範囲

業務の範囲

以下に、本業務の範囲を示す。なお、業務の範囲に変更が生じた場合には協議を行うものとする。

- (1) 第三者モニタリング
 - (ア) 契約直後の第三者モニタリング
 - (イ) 履行期間中の第三者モニタリング
 - (ウ) 年度業務完了時の第三者モニタリング
 - (エ) 評価・分析結果の整理
- (2) 次期官民連携事業の検討
 - (ア) 第1期管路包括の確認・検証
 - (イ) 事業スキームの設定
 - (ウ) 次期官民連携事業の要求水準書作成
 - (エ) 概算費用の算定
- (3) 報告書作成
 - (ア) 検討結果等の報告書とりまとめ
- (4) 打合せ協議
 - (ア) 令和6年度：初回、中間（3回）、最終
 - (イ) 令和7年度：初回、中間（3回）、最終
 - (ウ) 令和8年度：初回、中間（3回）、最終

第3章. テクリスの登録について

受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

登録した場合は、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第4章. その他

4.1 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要

領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。